

# 公平公正な行政の実現のために

行政改善推進会議座長

江利川 毅



## はじめに

私は、縁あって行政改善推進会議の座長を務めておりますが、長らく国家公務員として仕事をしてきました。

まず自己紹介いたします。1970年、当時大きな社会問題になっていた公害問題に取り組みたいと思い、公害部のある厚生省に入省しました。幸いに産業廃棄物の初めての規制を担当し、以降、厚生省の他、環境庁、香川県、総理官邸、内閣府、厚生労働省、人

事院で仕事をしてきました。

広辞苑では「行政」について、「内閣以下の国の機関または公共団体が、法律・政令その他法規の範囲内で行う政務」と説明しています。冷徹な感じを受ける説明ですが、

行政に長く携わってきた私としては、行政は国民のためにあるいは世の中をもっと良くするために行われるもので、心の通ったものではないといけないという気持ちを持っていきます。そしてそれは行政を実施する側だけでなく、行政の受け手側との意見交換を通じて、

より良いものになっていくと思っています。私が携わった仕事について二つご紹介します。

## 産業廃棄物の規制

1970年の秋に招集された臨時国会は「公害国会」と呼ばれ、14本の公害関係法案が成立しました。高度経済成長を優先するあまり、各地で公害問題が発生し、その適正な対応が国家の課題となっていたのです。この国会で、環境庁の新設が決まり、廃棄物処理法

によって産業廃棄物を規制することになりました。私は、その政省令を作るところから担当しました。

有識者の意見を聞き、関係の文献を調べ、関係省庁と何を産業廃棄物とするか、その処理基準をどうするか、協議し決めていきました。調整は難航しましたが、世論の後押しがあり、事業所管官庁も、所管事業者を守りつつも、国民の健康を第一に考えざるを得ないと判断し、まとめることができました。私は、行政には、その芯の部分に「心」があると思っています。国会での議論、有識者の提言、各省庁との協議結果を、的確に整理して、分かりやすく、実施主体である地方自治体や規制を受ける事業者に伝えなければなりません。通達は膨大になり、質疑応答も膨大になりました。通達で十分書ききれない背景説明等については、解説本を作って補充説明しました。

公害規制関係の法律が一挙に改正・制定されて、実施にあたる自治体の関係者は大変だったと思いますが、公害問題を解決し、国民の健康を守るという使命感が共有されて、関係法律が適正に実施されていきました。実施の細部を担当した技官は、事業者や自治体からの問い合わせへの対応で大変だったと思います。しかし、この相互のやり取りがあつて適正な実施が確保されていきました。

#### 介護保険法の成立

私が社会人になった1970年に、総人口に占める65歳以上人口が7%を超え、日本も高齢化社会（国連の定義による）に入りました。その頃は、合計特殊出生率は2・0を超えていて、数年後には第二次ベビーブーム期が来ると予測されていたので、高齢化や少子化は深刻に捉えられています。当時、三世同居が一般

的で、家族間の支援と医療制度と主として低所得者向けの福祉の措置の組み合わせで対応し、日本型福祉社会と言われたりもしました。しかし、1972年に有吉佐和子氏の『恍惚の人』が出版され、認知症問題への警鐘は鳴り始めていたのです。

医療の充実や食生活の改善によって、高齢化は急速に進展していきました。これにに応じて、さまざまな施策が展開されました。1973年の老人医療費無料化、1983年の老人保健法の施行、1989年のゴールドプランの策定等です。しかし、今後の急速な高齢化や少子化を踏まえると、高齢者介護について抜本的な対応が必要と考えられるようになりました。

厚生省では、1992年に内部での検討を始め、1994年に介護対策本部を設置し、研究会も発足させ、12月には報告書がまとめられました。この年に高齢化率は

14%を超えて、日本も高齢社会(国連の定義)になりました。1995年2月から老人保健福祉審議会が審議が始まります。学者、医療関係者、福祉関係者、地方自治体、経団連、労働組合等の関係者の意見は多岐にわたり、大蔵省、自治省等関係省庁とも協議を重ねて、案が煮詰められていきました。当時は自社さ政権(村山富市総理大臣、橋本龍太郎総理大臣)で、与党各党にも野党にも様々な意見がありました。論点を煮詰め基本方向を合意し、自社さ政権は介護保険法案を国会に提出することを合意しました。

1996年11月に介護保険法案を国会に提出し、私が高齢者介護対策本部事務局長に任命され、小泉純一郎厚生大臣の下で法案の国会審議に当たりました。1年以上の国会審議を経て、翌年12月に介護保険法が成立しました。2000年4月の施行に向けて、制度運営に関わる詳細を詰めていくこと

になります。しかし、私は介護保険法が成立した1ヶ月後に、人事異動で総理官邸勤務となりました。

### 介護保険制度の実施

私の後任や後輩たちが新しい制度の実施に向けて頑張ってくれました。専門有識者による会議、医療・福祉の関係者との協議、経済界・労働組合との協議、関係省庁・地方自治体との協議、それらを国会での議論等も踏まえてこなしていかなければなりません。そこでまとまった結果を、政令、省令、通知等で、明らかにしていきます。担当省としては、その全てを踏まえ、過不足なく実施主体である地方自治体や関係団体に通知・説明していくこととなります。

しかし、国民全てが関わるような要介護・要支援の施策ですから、通知しきれない様々なケースが出てきます。実施を通じて分かってくる課題もあります。地方自治体等とのやりとり、介護現場からの意見・要望等を踏まえて、更なる制度改善・運用改善を進めていくこととなります。後任者、後輩たち、地方自治体の人たち、関係事業者、介護現場等との真剣な意見交換を通じて制度はより良くなっています。いろいろな工夫・改善を積み重ねて、今は「地域包括ケア」という考え方に立って、新たな地域づくりの核になってきています。関係者相互の意見交換が制度を育てていくのです。

### 行政改善推進会議

私は、行政を推進する側において、日本社会が抱えている問題に対処し、国民の生活が良くなるようにと思つて、実施にあたる地方自治体の意見・提案も聞きながら、担当する任務に精一杯取り組んできたつもりです。多くの行政官も、私と同様の気持ちを持っていると

信じています。

ただ、行政改善推進会議の構成員になって、行政のサービスを受ける側からの意見・提言がとても貴重なものであることを再認識しました。意見の中には、①非常にレアケースではあるけれども制度の趣旨からすれば対象にして良いものが落ちていて、②行政側の説明に間違いはないものの、利用者にはその説明が非常に分かりにくい、③制度間の調整が不十分なために思わぬ不利益や不便が生ずることがある、④行政側の事務手続きの適正を重視するあまり利用者に不便がしわよせられているなど、行政側の行政の受け手側への配慮が行き届いていないケースが、それなりにあることに気がつきました。行政が全ての国民を対象とする以上、たとえ少なくともあるいは小さくとも、国民の間には不公平が生じてはなりません。

そういう意味で、国民の声が反映されるこの行政相談の仕組みは

とても有意義なものです。

国民の皆さんには何か疑問を感じたら遠慮なく行政相談委員や行政の窓口にご相談していただき、各ブロックの行政改善推進会議は積極的に対応していただきたいと思います。必要があれば我々の行政改善推進会議も動きます。

関係の皆さんのご努力に感謝しますとともに、すべての国民に公平な行政が行われるよう更なるご尽力をお願いいたします。

